

【ゾーニングのパブリックコメント結果について】

意見募集結果公表資料（個別案件用）

案 件 名	亀岡市地域再エネ導入ゾーニング報告書（案）	公 表 日	令和7年1月15日
上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。			
意見募集期間	令和6年11月22日から令和6年12月20日まで	意 見 数	1
意 見 の 要 旨		亀 岡 市 の 考 え 方	
P74 個票③農業用ため池 環境への取組を考案するにあたっては、現実的な視点より一つ次元の高い視点が必要かと思う。亀岡は水の町というイメージがあり、河川や池沼は、産業、経済、交通、生態系、景観等の側面で多種多様な恩恵を与えてくれる。太陽光パネルの設置により、池沼や池沼に集まる生き物等に影響が出るのではないかと懸念している。 環境への影響評価に生態系や地学的な考察を取り入れるなど、再エネ導入に関してもう一步踏み込んで検討してはどうか。		市としても、市域の貴重な生態系や美しい水と緑が織りなす自然景観を大変重要なものと認識しています。このことから本ゾーニング事業は、乱開発を防ぎ、これらの自然環境を守りながら、地域と調和するかたちでの再エネ導入を目指して実施するものです。 ゾーニングにあたっては、国や府の基準に則り、ご指摘のレッドデータブックの情報ははじめ、各種自然環境に関する情報、防災・景観・土地利用・農地に関する情報等を収集して地図上で重ね合わせ、その結果をもとに環境保全を優先する「保全エリア」や再エネ施設の設置にあたって環境への配慮が必要な「調整エリア」を区分しています。 また、報告書のP99以降で発電事業実施時の環境への配慮事項を整理しています。 あわせて、本市では、太陽光発電の無秩序な開発を防ぐため、事業禁止区域等を定めた「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」を制定しています。 本条例の適切な運用を図りつつ、ゾーニング事業によって再エネ導入に関する市の方針を示すことで、自然環境の保護と適切な環境配慮を確保した再エネの導入の両立を図ってまいりたいと考えております。	